

県立高等学校管理規則の一部を改正する規則（案）に対して提出された御意見と県の考え方について

※いただいた御意見について、趣旨を損なわない範囲で要約し、取りまとめさせていただきました。

No.	御 意 見	県の考え方
1	近年の高校入試の志願者倍率を見ていると、県の東部や南部の高校で倍率が1.0倍程度、またそれ以下の高校が見られます。 かつてある程度の学力を持つ生徒が集まっていた高校でも、学区が広域化して県の中央部方面にある高校に生徒が集まるためか、学力の低下が起こっていると思われます。 県の東部や南部の地域の高校の定員について、学力を確保する観点から削減するべきと考えます。	県立高校の募集定員については、中学校卒業予定者数から算出した県全体の総学級数に基づき、各学区の中学校卒業予定者数の増減を踏まえ、入学者選抜における志願倍率の推移や学校の施設状況等を総合的に勘案して決定しています。 学区の在り方については、生徒や保護者のニーズ等を踏まえながら、引き続き検討してまいります。